

●尼崎市要保護・要支援児童等居場所支援事業業務委託事業者の募集に係る質問及び回答について

令和6年5月27日時点

通し 番号	質問日	質問箇所	質問	回答
1	令和6年5月20日	募集要項 7-(4)	「所在地の市町村民税の最近2年間の滞納がないことを証明する書類」について、ここでいう所在地はどこを指すのか。主たる事務所は自治体Aにあり、従たる事務所として尼崎市を登録している場合、どちらの証明書を提出すればよいか。	所在地とは、主たる事業所の所在地を指します。そのため、主たる事業所の所在地における証明書を提出してください。ただし、従たる事業所として尼崎市を登録している場合は、尼崎市における証明書も併せて提出してください。
2	令和6年5月20日	募集要項 7-(5)	「所在する市の徴収する水道料金の最近 2 年間の滞納がないことを証明する書類」について、ここでいう所在地はどこを指すのか。主たる事務所は自治体Aにあり、従たる事務所として尼崎市を登録している場合、どちらの証明書を提出すればよいか。 また、不動産管理会社へ水道料を支払っており、自治体へ直接納付をしていない場合、どのような証明書類が必要か。	所在地とは、主たる事業所の所在地を指します。そのため、主たる事業所の所在地における証明書を提出してください。ただし、従たる事業所として尼崎市を登録している場合は、尼崎市における証明書も併せて提出してください。 なお、水道料金を不動産管理会社等へ支払っており、自治体に直接納付していない場合は、代替する書類として、賃貸借契約書等により不動産会社へ水道料金を支払う契約になっていることがわかる書類及び、水道料金の滞納がないことがわかる書類(賃貸人による証明書等)を提出してください。
3	令和6年5月22日	仕様書 4	「本市内の北部及び南部地域に各1拠点(計2拠点)で募集する」とあるが、本事業の対象となり得る児童は何人くらいか。	仕様書10に記載のとおり、1拠点当たりの利用の定員は1日概ね20人としています。

●尼崎市要保護・要支援児童等居場所支援事業業務委託事業者の募集に係る質問及び回答について

令和6年5月27日時点

通し 番号	質問日	質問箇所	質問	回答
4	令和6年5月22日	仕様書 8-(1)-ウ	ソーシャルワーク専門職員について、居場所開所日は毎回現場にいないといけないのか。また、関係機関との会議へは、ソーシャルワーク専門職員が必ず出席しないといけないのか。	職員配置については「管理者、支援員及びソーシャルワーク専門職員のうち1人以上は常勤職員とすること」としているため、ソーシャルワーク専門職員が必ずしも常勤職員である必要はありません。 また、関係機関との会議については、出席者がソーシャルワーク専門職員に限定されるわけではありませんが、関係機関との連携を図るために出席が望ましいです。 なお、必要に応じ、管理者や支援員等が出席する場合、受託者内での情報共有等により、ソーシャルワーク専門職員の業務に支障が生じない対応が必要となります。
5	令和6年5月22日	仕様書 8-(1)-エ	心理療法担当職員について、他都市では配置を求めているところが多いように感じている。尼崎市で加算による配置を設定している背景について教えていただきたい。	心理療法担当職員については、こども家庭庁が定めた「児童育成支援拠点事業ガイドライン」に則り、任意配置とし、配置された場合に加算を行うものとしています。 なお、同ガイドラインでは、ソーシャルワーク専門職員も任意配置とされていますが、尼崎市では事業実施にあたり、多様な課題を抱える児童に対して、関係機関と連携を図り支援していただきたいことから、ソーシャルワーク専門職員を必置としております。

●尼崎市要保護・要支援児童等居場所支援事業業務委託事業者の募集に係る質問及び回答について

令和6年5月27日時点

通し 番号	質問日	質問箇所	質問	回答
6	令和6年5月22日	仕様書 8-(1)-エ	心理療法担当職員について、資格、学歴、職歴など、仕様書の要件で記載されていないが参照となる要件は他にあるか。 例えば、仕様書の要件には該当しないが、精神科病棟のPSWとして複数年勤務経験があり、心理教育プログラムを提供していた者は心理療法担当職員として該当しないのか。	心理療法担当職員の要件は、仕様書に記載のとおりです。こども家庭庁が定めた「児童育成支援拠点事業ガイドライン」に基づき要件を設定していることから、他に参照すべきものはございません。そのため、当該要件を満たさない場合は、心理療法担当職員の加算はできません。 なお、要件には該当しないものの心理療法を行う職員を配置する場合は、包括的な居場所支援業務の充実に繋がりますので、企画提案書に記載してください。
7	令和6年5月22日	仕様書 8-(1)-エ	心理療法担当職員について、勤務頻度、勤務形態に制約はあるか。例えば、頻度は週1以上、月1以上など必ず実施が必要とされる頻度設定があるか。 また、形態については、対面に限らずオンラインでの実施が認められるか。	心理療法担当職員の勤務頻度、勤務形態に制約はありませんが、事業利用児童に対するメンタルケア等の支援を行うという職務内容から、月に1回以上の勤務で、支援の実施においてはオンラインの活用を認めないものではありませんが、事業利用児童との信頼関係の構築の観点からも対面による実施を中心に、必要に応じてオンラインの活用を図るなどの実施形態が望ましいです。 なお、心理療法担当職員を配置する場合は、その勤務頻度、勤務形態等について、企画提案書に記載してください。

●尼崎市要保護・要支援児童等居場所支援事業業務委託事業者の募集に係る質問及び回答について

令和6年5月27日時点

通し 番号	質問日	質問箇所	質問	回答
8	令和6年5月22日	仕様書 5-(2)	「その他本事業の利用の必要があると本市が認めた」の定義について、以下に該当する場合、どのように判断されるか。 ・過去に要対協だったが現在は要対協ではない。ただし、不登校、ネグレクト傾向のある状況は改善されていない世帯。 ・過去に要対協だったことは一度もない。ただし、不登校、発達障害、不登校支援の資源のどこにもつながることができていない世帯。	本事業の対象者は、原則、仕様書5-(1)に該当するものとなります。 仕様書5-(2)は、これに該当しない特別な事情が認められる場合の例外規定ですので、現時点で具体的な事例を想定はしておりません。 なお、事業の利用決定については、世帯状況を踏まえて本市が決定いたしますが、個々の実情に応じて判断するため、例示されたものを含め、対象者に該当するか否については回答は致しかねます。
9	令和6年5月22日	仕様書 6-(1)-エ	食事提供時のシンクの数について、保健所からシンクの数はいくつと確認ができればシンク1つでも問題ないのか。大量調理施設衛生管理マニュアルに従うとしても、シンクが複数必要な要件として「同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設に適用する」とあるため、該当しないためシンクは1つでも問題ないという理解でよいのか。また、シンクを2つ以上の設置が必要な場合の工事費は委託費に含まれるかどうか。	食事の提供にかかる必要な届出及び衛生管理等については、施設の状況等によって必要な手続等が異なりますので、必ず事前に尼崎市保健所にご相談いただき、その指示に従った対応が必要です。 本事業の企画提案にあたっては、その対応を踏まえたものとしてください。 (尼崎市保健所 生活衛生課) https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/siyakusyo/section/hoken/051seikatueisei.html また、事業実施に当たりシンクの設置等が必要となる場合、工事費は委託料に含むことはできませんが、備品購入であれば、仕様書4-(2)-エに記載の備品購入費(30万円未満)として、委託料に計上は可能です。
10	令和6年5月22日		会計報告について、こういった会計報告を想定しているか。人件費の報告粒度、経費の報告時には証票原本が必要かなど、報告粒度を把握したい。	本市が作成した報告書に沿って、支援の実施状況を報告していただきます。報告にあたっては、人件費や経費の詳細及び証票原本の提出は予定していません。